これからの消費者行政充実を考えるシンポジウム ~地域の消費者教育を推進しよう~

消費者教育推進法(平成24年12月13日施行)に基づき、消費者教育の推進に関する国の基本的な方針(基本方針)が平成25年6月28日に閣議決定され、今後、消費者教育推進地域協議会の設置等が都道府県・市町村の努力義務とされるなど、地域における消費者教育の推進体制、基本計画づくりが進んでいます。消費者市民社会へ、消費者市民の主体形成にとって消費者教育が不可欠であり、その推進がいま求められています。いまこそ市民みんなの力で、消費者教育推進法の趣旨を地域で現実のものとし、これからの消費者教育を推進していきましょう。是非、多くの皆様のご参加をお待ちしています。

目時:2014年1月25日(土)10:00~12:00(9:30開場)

会場: 浦和コミュニティセンター「コムナーレ」9階 第15集会室

※ J R 「浦和駅」東口 徒歩約 1 分パルコ上

参加費無料(事前申し込みは不要です)

主な内容

阿南久消費者庁長官をお招きし、消費者教育推進法の概要等の解説から、池本誠司充 実会議代表(埼玉弁護士会会長)による消費者行政の課題、その他。埼玉県、さいた ま市などの市町村、並びに弁護士会等の各団体から取り組みをご報告いただくとともに、 今後の消費者教育推進、消費者行政充実に向けた意見交換などをおこないます。

共催:消費者行政充実埼玉会議・NPO法人埼玉消費者被害をなくす会・

埼玉県消費者団体連絡会・埼玉県消費生活コンサルタントの会・

埼玉弁護士会 · 埼玉司法書士会

後援:消費者庁・埼玉県・さいたま市

お問い合わせ・連絡先

消費者行政充実埼玉会議事務局 048-844-8971 (埼玉県生協連内)